

## 今治市広報用映像に関する貸出要領

### (目的)

第1条 この要領は、市政情報の積極的な発信を促進するため、今治市政広報番組その他広報担当課が所管する広報用映像（以下「映像」という。）の貸出しについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸出基準)

第2条 市は、市政情報の積極的な発信の趣旨に沿って映像を貸し出すものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 主に営利目的である場合。ただし、使用目的等を総合的に勘案し、市にとってPR効果が高いと判断されるものについてはこの限りでない。
- (4) 肖像権又は著作権を侵害するおそれのある場合
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

### (貸出手続)

第3条 映像の貸出しを受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、今治市広報用映像貸出申請書（別記様式）に必要事項を明記し、市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請書の内容を確認し、適正であると認めるときは、申請者に映像が記録されたDVD又はブルーレイディスクを貸し出すものとする。

### (貸出料等)

第4条 映像の貸出料及び使用料は、徴収しない。ただし、発送費用その他映像を貸し出すにあたり必要となる経費が発生する場合は、申請者の負担とする。

### (遵守事項)

第5条 映像の貸出しを受けたものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出映像の複製、改ざん、部分利用又は販売をしないこと。
- (2) 貸出映像媒体を破損又は紛失しないこと。
- (3) 今治市広報用映像貸出申請書に記載した目的以外に使用しないこと。また、転貸しないこと。
- (4) 貸出期間は最長30日までとし、借用期間経過後7日以内に返却すること。

### 附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

別記様式

今治市広報用映像貸出申請書

年 月 日

(宛先) 今治市長

住 所

氏 名

(団体名)

電話番号

広報用映像の借用について下記のとおり申請します。

なお、広報用映像の使用に際しては別紙の要領を遵守し、漏えい、滅失、き損等のないよう適正に取り扱います。

記

1	使用目的	
2	貸出映像名	・タイトル (年 度 , 放送日 ) ・タイトル (年 度 , 放送日 ) ・タイトル (年 度 , 放送日 )  ※配信 (放送) を開始した年度・日付も記載
3	借用期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで  (放送する場合は、その期間について 年 月 日 ~年 月 日まで)
4	備考	

返却確認 (印) ( 年 月 日 返却)